

平成30年11月2日

各位

群馬県安中市原市 668-6
群馬県信用組合
理事長 新野 正行

不祥事件の発生について

この度、当組合において元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。

信用と信頼を最も大切にする信用組合において、このような不祥事件が発生しましたことにつきましては、被害に遭われたお客様を始め、日頃より当組合を信頼しご支援、ご愛顧を頂いております、お客様、組合員の皆様、そして当組合関係先の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、心より深くお詫び申し上げます。

今般の事件を厳粛に受け止め、今後は不祥事件の再発防止に努め、信頼回復に全力を挙げる所存でありますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

記

1. 事件の概要

事件の当事者	元営業店職員 男性（30代）
事件の概要	担当していたお客様13名の定期積金38口の掛け金の一部を入金せず私的に流用していた。 また、営業成績を上げるため60名のお客様の名前を使い、貯蓄預金、定期積金の口座開設を無断で行っていた。
発生支店	甘楽町支店
被害金額	累計着服金額 10,923,000 円（実損額 0 円） （着服金額については事故者により発覚前に全額弁済済み。また、貯蓄預金、定期積金の口座開設については元職員が自分のお金で作成していたことからお客様への実損なし。）
発生期間	着 服 平成25年11月～平成30年3月（4年5ヶ月） 口座開設 平成24年 8月～平成29年3月（4年8ヶ月）
発覚の端緒	平成30年5月に定期積金の満期処理を依頼された際、掛け遅れの事実があり満期処理ができなかったことから調査したところ、定期積金の掛け金を一時期流用していたことが発覚し、更に内部調査を進めていったところ貯蓄預金、定期積金の無断作成も判明した。

2. お客様への対応

被害に遭われたお客様（着服された先・無断で口座を開設された先）には、事実関係をご説明した上で深くお詫びを申し上げます。着服金額については、元職員により発覚前に全額弁済されております。

3. 監督官庁への届出等

本事件については、発覚後、法令に基づき監督官庁へ報告しております。

4. 人事処分

元職員につきましては、平成30年8月30日付で懲戒解雇処分といたしました。関係者につきましては、管理責任を明確にするため厳正な処分を行い、更に常勤役員全員の役員報酬の減額を実施いたしました。

5. 今後の対応

当組合では、コンプライアンスの強化を経営の最重要課題として取組んでまいりましたが、この度の当組合の元職員による着服事件が発生したのをきっかけに、本事件の発生原因について事務管理、行動管理、人事管理、法令等遵守等の問題点を整理し、それぞれの管理態勢の見直しに取組んでおります。さらに、より適正な業務遂行に努め、内部管理態勢を充実・強化し、信頼回復に取組んでまいります。

6. 本件に関するお問合せ先

群馬県信用組合 コンプライアンス担当（中島、福島、五十嵐）

担当者連絡先 0274-64-1717 FAX 0274-60-1517

連絡可能時間 AM9:00～PM5:00（但し、当組合の休業日を除く）

以上